

第五十一回国 参議院 内閣委員会 會議録 第三号

昭和四十年十二月二十七日(月曜日)

午後一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 柴田 栄君  
理事 石原幹市郎君  
三木與吉郎君  
伊藤 顯道君  
北村 暢君

委員 源田 実君  
八田 一朗君  
林田 正治君  
船田 護君  
増原 恵吉君  
森 八三三君  
山本茂一郎君  
中村 英明君  
山本伊三郎君  
鬼木 勝利君  
多田 省吾君  
中沢伊登子君

國務大臣 松野 頼三君  
安井 謙君  
國務大臣 佐藤 達夫君  
内務大臣 瀧本 忠男君  
人事院事務局長 大塚 基弘君  
人事院事務局長 増子 正宏君  
人事院事務局長 矢倉 一郎君  
人事院事務局長 堀田 政孝君  
自治省行政局長 佐久間 彌君

事務局側

常任委員会専門 伊藤 清君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員派遣承認要求に關する件

○委員長(柴田栄君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、以上、三案を一括議題といたします。

三案につきましては、去る二十五日提案理由の説明を聴取いたしました。それでは三案の一括質疑に入ります。質疑のおありの方は順次御発言を願います。

なお、關係当局的御出席は、佐藤人事院總裁、瀧本人事院事務局長、増子總理府人事局長、大塚人事院職員局長、堀田防衛庁人事局長でございます。

それでは御発言を願います。伊藤君。

○伊藤顯道君 私は、この法案に關連して、まず人事院總裁に二、三お伺いをいたしたいと思ひます。時間があまりございませんので、問題を要約してお伺いしたいと思ひますので、答弁もひとつ要点をお聞かせいただきたいと思います。

本年の人事院報告にあつては毎動統計による民間給与の動向を見ますと、公務員に最も近いと

言われておる製造業、この關係の面における管理とか事務、労働者においても、八・九%の上昇を示しておるわけですが、一方、消費者物価は、御承知のように、約全国都市で九・九%、生計費は全国で七・七%というふうな上昇を示しておるわけですが、この状況であるにもかかわらず、人事院が行なつた官民給与の較差は、本年四月においてわずか五・六%というまことに少ない数字が出ておるわけですが、これは一体どういふところからかういふ数字が出たのか。このことは人事院の調査方法自体にも問題があるかと思つておるわけですが、たとえば人事院の行なう民間給与の調査方法について、たとえ対象事業所の規模とか、あるいは官民対応等級の比較、かういふような問題を取り上げてみても、種々改善すべき問題が多々あるかと思つておる。このことについては、總裁は、この数字に対して予想外の数字であるという意味の御発言をなさつておるわけでありまして、まさしくこれは検討を要する問題であつたと思つておる。そこで、このことについてひとつ納得のいくような御説明をまずいただきたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 毎動の調査と私どもの調査と必ずしも結果が一致しないことは、たびたび申し上げて、ここでいままさら繰り返す必要はないと思ひますが、いづれにいたしましても、今年の四月調査において五・六%という数字が出た。これは私率直にこの委員会でも最初に申し上げたのであります。わねながら意外であつたといふことを申し上げたわけですが、それはなぜ意外であつたかといふと、いま御指摘の調査方法とか、それから官民の等級の対応という点について、別のことし格段の差別をしたつもりはございませんものだから、それにもかかわらず、なぜこれが出たかといふ意味で実は驚いた、これが率直なところでありまして、ただ、その原因につきましても、これはわれわれがことしの特別の例外と

して一・六という春闘の積み残しをプラスいたしました。そこから逆に御推察いただけますように、ことしはとも春闘のおくれが非常に顕著であつたといふことを裏からこの五・六%が示しておる。したがつて、一・六をプラスするという異例の措置をとつたといふことに私は尽きると思ひます。

○伊藤顯道君 なお、本年の報告では、いわゆる積み残し分といふことを加味しておるわけですが、このことは何といつても一つの前進であらうと思ひます。その点については了解するわけですが、私も、ただ、問題は、今年の場合は一・六%を加味しておるにすぎないわけですね。ところが、民間のそれはたしか三・一%であつたと思つておる。それを比較して過小であるという現象は考えられるわけですが、このことについては、これは積み残しは本年の顕著な一つの特徴であるといふふうな總裁も言われておるわけですが、このような傾向が続く場合には調査時期そのものをずらす必要があるのじやないかといふことも言われております。また、本年の積み残しの調査については必ずしも十分でなかつた、正確を期しがたかつたといふことも言われておるわけですが、かういふことを総合して、やはり調査をやる以上は万全を期して、正確な数字でなければならぬと思つておる。かういふ点について、今後どのようにこの問題を扱つていかれるお考えなのか、そのことについてお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもの立場からお願いをさせていただきます。春闘はあまりおくれぬようにやつていただきたいと思います。これに尽きますけれども、しかし、そういうことはかなりも言つておられませんので、ことしのような異例の措置をとりませんが、これがお話のように、毎年の例として定例としてこれがおくれるようになりますと、私どもとしては、調査時期が遅かつたといふことの、こつちの問題になつてまいりますから、これは検

討しなければいけぬ、しかし、毎年の春闘がおくるとききまつたものでもありませんし、私どもはあるいは今日もう六月調査に踏み切りますという考えは持っておりません。ただし春闘のおくれ等とも見合いながら、そのほうも考えていかなければなるまいという気持ちを持つていているというわけでありませぬ。

○伊藤道雄 総裁の言をかりますと、今回の給与勧告では、中位等級以下の職員に改善の重点を置いたと、こういう御説明であるわけですね。こういうことを総裁は強調されておられるわけですね。もう、ただ最近の物価とか、あるいは生計費、こういう異常な高騰を示してこの状況の中で、最も影響を多く受けるのは、こういう中位等級以下の職員であろうと思つておられる。そういうことをあわせ考へると、必ずしも中位等級以下の職員の給与改善に重点が置かれたとおっしゃいますけれども、実質にあまり潤っていないということがあると思つておられる。まあ一部を見ますと、若干の等級間の差額を是正したり、あるいは一部に職者の次期昇給期間の三短措置を講じているとか、これはまあ一つの具体的な例ですが、こういう言ふならば、まことに本格的な改善ではなくして、姑息とも言えるような改善でしかない、そういうふうな受け取られるわけですが、やはり従来から給与改善については、いわゆる中たるみ是正とかという表現で、中位には重点が置かれてきたわけですが、現で、中位には重点が置かれてきたわけですが、でも現実の問題として中堅職員の改善のためには、まだまだ前向きな積極的な改善対策が必要ではなからうかと痛感するわけです。この点についての総裁のお考えをお聞かせ願いたいと思つておられます。

○政府委員(佐藤達夫君) 客観的な経済情勢の変化によりまして、実質的に給与が非常な圧迫を受けているということは事実でございます。私ども何とかしてその辺のところをできるだけの処置をとれないものかと苦慮して今回の勧告をいたしたわけでございますが、なにぶん従来からの原則としております官民較差というもののワクの中で

の配分ということになりますから、そこに限界がございまして、存分のことはいしたしかねる、しかしながら、昨年はたしか官民較差が八・五でございましてけれども、今年七・二の範囲内でどういふやりくりをしたかと申しますと、いま御指摘にありました行(口)その他で下級に關係する方々では一〇%というようなところまで非常な力を入れた改善をしておりますわけでございます。まあせいぜいその辺のところ、われわれの努力をお認めいただきたい、こういうことになると思つておられます。

○伊藤道雄 今回の勧告によりまして、全職種のいわゆる総合較差が五・六%ということになっておられるわけですね。民間より公務員のほうが上回つておられるわけですね。したがって、官民の給与の較差は表面上是正されても、民間より低い職種の公務員の給与は、民間給与よりいづれも低目に押えられておられる、こういう結果にならうと思つておられる。これはまことに不合理であり、不合理だとすると公平の原則にも反すると思つておられる。この点はどうに考へておられるのか。

○政府委員(佐藤達夫君) いまさらここで原則論を申し上げてもなんでしょうけれども、大体給与決定について民間とにらみ合わせてまいりますのは、大体の較差の面において、これを全体としてにらみ合わせてまいりました。一方の柱として今度は公務員内部のいろいろなバランスというものも考へなければならぬわけでありませぬ。これは最近イギリスあたりでもそういうことを非常に強調しておられる。これは各国を通じての給与の根本の問題であらうと思つておられます。そういうたてまえから官民較差の大きなワクをきめまして、今度はその中で配分の問題になりますと、御指摘のとおりにはいりも出てくる。たとえばいま御指摘の海運関係あるいは看護婦さんとかいうようなところは、また学校の先生などは多少よくなつておられる。同時に今度はお医者さんのほうはすうつと低くなつて、まことに申しわけないというような場

面も出てまいります。これはまたこれとして、われわれ内部の秩序の問題として勘案した結果さよらなことになるので、そのワク内でできるだけ合理的な配分をいたしたい、これに尽きるわけでございます。

○伊藤道雄 次にお伺いしたいのは、特に東京などの大都市ですね。大都市における生計費は、本年の場合は一・二・五ですか、全国の場合七・七であったと思うのですが、そういうふうな一般の較差が大きいわけですね。そういうふうな全国の平均をはるかに上回つておられる。非常に高い。やはり人事院としては、給与法の第二条ですかにある、第二条を見ますと、地域差に対応する給与に關するいわゆる適当と認める措置を勧告すべきである。勧告する権限を持つておられるわけですね、人事院は。また、全国各地における生計費等の調査研究を行なうことにもなつておられるわけですね。こういうことをあわせ考へて、人事院は従来どのような調査研究を行なつてきておられるのかということ、この地域差に対する給与についてはどうのようなお考えを持つておられるのかということ、それからさらには暫定手当の整理という問題とこの地域差をどういふふうな扱いにしようとするのか、これらの問題について一括ひとつお答えいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) たまたま標準生計費は、これは東京をとつておりますから、いいところで基準を求めておられるという言い方はできませんけれども、しかし、これは全体の問題としてはいまいちおっしゃるとおりでございます。物価等においては地域にたいへんなアンバランスがある。そのために実は暫定手当制度というものがありました。ありましたと申しますよりも、ありますけれども、凍結されておられるわけで、これは段階的にはだんだんと本俸に繰り入れられてまいりましたけれども、残つておりますものにつきましては、これは単純な繰り入れなどですませることではございませぬ。したがって、いま御指摘のように、一種の地域格差をとらえての地域的な給与あるいは手

当というものが新しい角度から当然検討されなければならぬと私どもは考へまして、目下鋭意その面を検討して、何か手当のいい制度はないかというところで考へておられるわけでありませぬ。

○伊藤道雄 次にお伺いいたしますが、ことし通勤手当について若干増額は見られたようですね。そこで総裁のおこころをかりますと、職員の通勤圏の実態から見て、交通機関を利用するもの大部分はカバーされるであろう、こういうことが言われておられるわけですね。ところが、来年一月からは私鉄が、来年二月からは国鉄の運賃が値上げされるであろうということが予想されるわけですね。もう内定しておられるわけですね。ところが、いま総裁の言われたことをそのまま承しても、その後来年一月の私鉄、二月の国鉄運賃が値上げになつたら一体大部分をカバーすることになるのかどうか。せつかく現時点に立つてはあるいはカバーになるやもしれませんが、そういうふうな私鉄、国鉄運賃等がどんどんはね上がつていけば、たちまちこの考へ方ははくずれてしまふことになると思つておられるが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) ことしの通勤手当の改革は、実は私どもとしては相当思い切つた自慢の作であつたわけでありませぬ、いかながらまた向こうのほうはどうも上がりそうなことになつて困つたものだと実は考へておられるわけでありませぬ。しかしながら、従来の九百円でばきつと頭を打つておつた時代の制度に比べますと、今度はその辺だいたい緩和された形で、交通費の値上がりは極端なショックの形で及ばないという体制にはなつておられます。なつてはおりますけれども、しかしいづれにせよ、現段階とはだいぶ事情がかわつてくる可能性もございませぬので、その点もよく注視いたしまして、また来年の調査の際にもよく頭に入れて検討したいと思つておられます。

○伊藤道雄 ところでいま申し上げた現時点に立つては、確かに改革になるわけですが、繰り返して申し上げるように、もう明年早々私鉄、国鉄の運賃は値上げになるといふところにあるわけ

す。したがって、やはりその時は、人事院はさらにそういうことを考慮して、この通勤手当についてもそれに見合うところのいわゆる実情にあった勧告を考えなければならぬと思うのですが、やはりいまからそれを心がけて、もうほとんど私鉄、国鉄等の運賃値上げは必至であろうと思う、そういう前提に立って、いまから検討を重ねていっていただいて、そうして即時、即効の勧告をされるのが、きわめて公務員の利益を守る立場にある人事院の立場としてはふさわしいと思うが、この点はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもはそのように念願いたしますけれども、一方においてやはり民間においてどういう措置をとられるか。民間に対する関係をもやはり考慮しながら、公務員だけが抜けがけというわけにもこれは世間の感覚から申しましたもいかがかという面がございますので、やはり民間の動きをも十分注視いたしまして、それと勘案して最も適切な方途を考えたいというふうに考えております。

○伊藤道君 次に、住宅手当についてお伺いいたしますが、昨年の勧告の際は、公務員住宅政策の少なくとも推進について触れられておったと思う。ところが、本年の勧告ではこれが立ち消えとなつておる。この住宅手当についてもこれは微妙な一つの課題であろうと思うので、よく検討されておることと思ひますけれども、一体今後人事院としては住宅手当についてどのような方向で取り組んでおられるのか、それを考えをひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) それはたびたびこの席でも御追及を受けておりますように、また、私どももいたしまして一番これは重要でありかつむずかしい問題だという認識で今日まできておるわけでございますけれども、したがって、また一方においては、民間における住宅手当の調査などもここ数年毎年続けてやってきました、民間の動向を注視しておるわけであります。ただし、今日の段階においては、まだ住宅手当を支給しており

ます企業の数はとうてい過半数というところまでいきませんので、その辺のひとつ条件が整つておりませんこと、もう一つは先ほど申しましたような大きな較差の中の配分の問題でございますために、非常に較差が大きく出まされてこれはどうしようかという、もて余すような時期があればこれまたうれいことでございますけれども、そういうわけにもまいりません。乏しい較差の配分の問題として、住宅手当らしいものを由そうとすれば、本俸の上でたいへんな犠牲を受けていただくことになるといふような関係もございまして、私どもとしては、住宅対策そのものの、せめて公務員住宅の建設のほうを大いにやっていたきたいという方向とあわせてこの問題に臨んでおるわけであります。

○伊藤道君 そういふお考え、よくわかりましたけれども、やはり民間の実情も十分御検討になつて、住宅問題で困窮しておる特に下級公務員の方に対して、ひとつ大幅な住宅手当の支給を前向き姿勢で御検討いただきたいと思ひます。これは民間でみんや持っていることで、特に下級公務員にそういう措置が望ましいと思ひます。この点に対するお考えはどうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 従来もさようございましてけれども、今後も住宅手当の問題を中心とする、この関係の諸問題の重要性は十分認識しておりますから、いまお示しのようなおことばをも参考にしながら、さらに熱心に検討を続けてまいりたいと思つております。

○伊藤道君 次に、扶養手当についてお伺いたします。今回扶養手当の支給方法を改めておるようですが、そのような改正を行なう理由は一体那辺にあるのか。そういうことをまずお伺いして、それと現行六百円と四百円であろうと思ひますが、この扶養手当は六百円、四百円というふうな昭和二十三年以来ほとんど改正がなかつたと思ひます。ただ人事院は、扶養手当を一人千二百五十円に改める勧告をかつてしたことがあつたわけですが、

の後さっぱり勧告はないわけですが、これは二十三年のそのまま据え置くということ、あまりにも実情に沿わないと思ひます。で、そのことについては十分考える必要性のある問題であるかと思ひますので、十分御検討いただきたいと思ひますけれども、この点はいかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは住宅手当の問題と似た面を持つておる問題でございます。いわゆる生活補給の面から言いますと、共通の問題でございますので、それらともあわせて実はことしの四月の勧告に臨みましても、相当検討はいたしましたのですが、何ぶんたてまえと申しますと、やっぱり本俸のほうを増してあげるのがたてまえといふこともございしますので、かたがたそのかね合の問題として、ついに今回まで住宅手当、扶養手当のほうは据え置きになつておりますが、やはりできるならば本俸のほうのアップでまかなうべきだといふ気持ちを持ちつておるわけでございします。その辺のところも今後の較差の問題にもまた関連いたしますので、なお十分検討したいと思ひます。

○伊藤道君 そこで、この際民間における扶養手当の実情ですね。そういうことと関連があるのは要りません。その大綱を——こういうことになつていふという大綱でけっこうです。

○政府委員(津本忠男君) ただいま御指摘の点は、妻等につきまして、配偶者等につきましては、千円とか千五百円とかあるじゃないかということでございます。われわれ公務員一人当たりの扶養手当の支給額という面で見ますと、九百円前後、民間の従業者が受ける扶養手当と大体見合つておると思ひます。

○伊藤道君 で、この際関連があるので承つておきたいと思ひますが、公務員の旅費規程などを見てもずいぶん古い規程のままになっておつて、出張すれば足が出るというのが実情であらうと思ひます。現に公務員の方が旅費についていろいろとこういう要請も出しておるかと思ひます。

が、やはりこの問題も十分早急に検討して、その実情に見合う旅費にすることがきわめて必要であらう。これはもうあらゆる方面でそういうことを承るのです。この際、総裁としての旅費に対する取り組み方について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは残念ながら人事院の所管でありませんが、大蔵省の所管になつております。したがって、私どものほうも被害者側として、私どもが出張した場合には決して足が出ないといふことは絶対ないといふようなことになつておりますので、その辺も何とか合理化していただきたいと思います。これはまあその意思は機会ごとに通じておられますけれども、なお大蔵省方面にもひとつせらからもお口添えをお願いしたいと思ひます。

○伊藤道君 これは大蔵省の所管であるということをご承知の上で伺つたんですが、ただこの給与に関する問題は、一応人事院の所管になつておるので、勧告が、その人事院が旅費に対して現在のままでもいいんだというお考えなのか。やはり検討の要ありという考えなのかということが一つの方向をきめるめにもなるかと思つてお伺いしたわけですが、これはなお私のほうは、大蔵省所管でいろいろ追求するわけですが、逆に私のほうからお願いしたいのは、人事院総裁のほうからは改善の要があるという見方を、取り組み方についてひとつそういう伝言をいただきたい、そういう意味でお伺いしたわけですが。

○政府委員(佐藤達夫君) 十分承りました。それで、人事院のほうはお伺いしたい点がありますが、最後に一点だけ人事院総裁にお伺いしますが、期末手当、勤勉手当についてその支給方法を改めておるわけですが、その基準日と支給日を分離したのですが、従来ではどのような点に支障があつたのか、何か支障があつたから改めたのではないか。どういふ理由で改めたのか、こういうことをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これはねらいは二つございまして、先ほどの手当関係とも同じでございますが、計算上の便宜と申しませうか、事務の簡素化ということが一つ、それから期末関係では、やっぱり早目にもらうようにしたいという二つのねらいからこういふふうになっております。

○伊藤道君 なお関連があるので、この場でお答えいただくかと思いますが、要望申し上げておきたいと思うのですが、前にもお伺いしたことがあるのですが、期末手当と勤勉手当、六月、十二月二本になっているところが、この実情は、勤勉手当は成績率は、ほとんど問題にしている。実際官庁では期間率に従って支給してある。そういう点を考えても、また給与の簡素化、整理ということがあるわけですが、この給与の簡素化、合理化、こういう観点から期末手当と勤勉手当をわざわざ区分する必要はいま現時点ではなからうかと思う。そこでイエスカノーかというのをここでお答えいただかなくともよろしいので、そのことについて検討される誠意があるかないかということ、検討していただきたいということをいま言っているのですが、そのことについて総裁のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これは御指摘のように、もう二本立てをやめて一本にしてしまつたらどうかという意見もたびたび承ります。しかし、その場合に、勤勉手当を廃止して期末手当に合併するという問題は、私どもの立場からいふと、やっぱりこれは相当むずかしい問題だと思ひます。いま御指摘のように、実際現在の扱いは、勤勉率なんというものは全部無視されているじゃないかとおっしゃれば、これは期末のほうに統一してしまつたらいいという結論になります。私どもの立場としては、やはり勤勉手当を期間率だけでいくというよりは、私自身としては少なくとも、ちよつといかがであらうか。やはり勤勉度を入れ

たものがないならばならぬのじゃないかという気持ちがありました。その辺のところを中心としながら、今後いま御指摘のことばをも加えて十分検討してまいりたいと思ひます。

○伊藤道君 それでは次に、給与担当の総務長官にお伺いしますが、時間がありませんので、要点について二、三お伺いしたいと思ひますので、御答弁によつては簡単に、さらに簡単に済むわけですが、まずお伺いしたいのは、公務員のいわゆる労働基本権を引き揚げたその代償として人事院の制度を設けて給与に関する限り、この公務員の利益機関、利益権の手段としたということ、これ自体は政府自体がつけられたわけですが、したがつて、そういう経緯から見て、政府は、この人事院の勧告に対しては当然完全に尊重しなければならぬ。しかし、政府のどなたに伺つても、人事院の勧告は尊重するのだからと言へば、必ず異口同音に、尊重する。しかし、三十五年に人事院が実施の時期を明確にした、五月一日と。しかし、いいていえば、五月一日でも不満であつて、四月に民間との較差がすであつたと人事院も調査しておるわけですから、四月一日にさかのぼるのが筋の通つた論理ではありますけれども、しかし、いまはそのことは一応承せておいて、まあ、いま人事院は五月一日ということでございますから、これに従つて、当然、完全尊重ということになれば、内容ももとより、その実施時期も内容ですから、内容の実施時期をおくらししてしまつたら、これは値引かれることになるわけですね。したがつて、一〇〇%のものが切り下げられると八割、七割、六割、五割というふうになつてしまつていくわけですね。したがつて、内容も低下してくるわけですね。これも少しも尊重しないということになる、結論は。したがつて、いままでの三十五年以降昨年まで、五回。本年もそういう方向で、いまこの法案ができておるわけですが、こういうことで毎年財政上の理由で、同じ理由でこういうことが実現されていない。きわめて不満のわけですね。この点は、一体どういうふうな、人事院の勧告に対

して政府としては基本的にどういふかまえておるか、疑わざるを得ないわけですね。なるべくおそくおそくというふうにししか考えられないわけですね。この点をはつきりとひとつ、基本的な態度は那邊にあるのか、伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(安井謙吉君) たびたび、政府は勧告を尊重しないじゃないかというおしかりを受けておりますし、一面、そういうおしかりを受けてもやむを得ないという結論になつてまことに申しわけないと思つておりますが、政府自身としては、これはもう人事院の勧告に関する限り、でき得る限り、内容、期日ともに、これは完全実施をいたしたいという気持ちは非常に強いものを持つておることは間違いないわけでございます。ただ、いろいろな財源上の関係から、なかなか思うようにいかない。昭和三十四年までは、御承知のとおり、期日が大体において明示してなかつた。そのためかどうかは別にして、大体実施時期は一月であるとか、あるいははなはだしいのは翌年四月というふうなことでありましたが、あの明記以来大抵十月という相場が立つておつた。それが昨年度九月に過ぎをいたしました。ことは、また、どうあるべきかということ、われわれ全面尊重するといつたまでで検討はしたのでございませぬが、何ぶんいつも申し上げるとおり、年度半ばのものでもございませぬから、ことに、ことはこういふ財政の非常時といひますか、非常な、ここ終戦後初めてといったような、窮屈な状況である。そこで、いろいろと議論が出ておりましたが、まあ最後は総理の裁決によりまして、去年どおり九月実施ということに踏み切られたわけでありまして、そういう意味の實質的な努力で申しますならば、私は例年並みに言ふならば、五月一日に実施したのと同じような努力をさせていたのだと、まあ内心は思つております。しかし、形はそういうふうに出ておらぬのでありますから、それで大いばりするつもりは毛頭ありませんが……。

○伊藤道君 御答弁ではございませぬけれども、私のほうでお伺いしたいのは、毎年事情が変わつて、それで別個の理由で実施ができないということであれば、話はまた別ですが、三十五年以降昨までの五年間に、その五年間の間には、比較的財源は余裕があつた年もあつたわけ

途中で、まあ地方、国を合して千億に近い財源措置をしなければならぬという大問題が出てくるわけで、なかなか財政、その他の都合で思うようにいかない。そこで、この尊重の趣旨をどうしても実現するためには、勧告の時期を変えるとか、あるいはあらかじめ予算に見込んでおくとか、いろいろ方法があるかと思つておる。この当委員会におきましても、昨年度に一致の決議をいただいております。そういう趣旨から、人事院あるいは大蔵その他の関係当局とも種々相談をいたして、何かいい方法が見つかるまいかという検討は、今日まで続けておるわけでありませぬ。ただ、見積もり予算ということになりますと、ものはなかなかつかいでして、何を基準に見積もるか、御承知のように四〇%あまりの定期昇給というものを別に予算には見込んである。そういうふうなものとの合せて相当膨大なものを予備費の財政法上なかなか許されぬような事情にもある。では何か見込みで、一定の昇給額としても、ある程度固定したものを見込みばいいじゃないか、こういう議論になりますと、この点はまた、そういう給与の基準をきめて勧告するのは、第三者の機関であります人事院でありますので、そういうものを政府が一体、法律できめてよろしいかどうかという問題もあつて、なかなかこれが結論に達し得ない状況で、苦慮いたしておる。しかし、たびたびの仰せでございませぬし、決議も国会であるわけでありませぬ。それだけにこの際、できるだけひとつ思い切つた何かの方法を見つけたらいいといういま努力を重ね、具体案というふうなものにまではなりません。そういう方向で鋭意いま検討中でございます。

○伊藤道君 御答弁ではございませぬけれども、私のほうでお伺いしたいのは、毎年事情が変わつて、それで別個の理由で実施ができないということであれば、話はまた別ですが、三十五年以降昨までの五年間に、その五年間の間には、比較的財源は余裕があつた年もあつたわけ

す、確かに。その年でも財源措置ができないから、財政上の理由で完全実施していない、こういう点をあわせ考え、まことに何かしらの点で、確かにこの五カ年間に於いて、財政が比較的余裕のあった年であったのです。ことしこそ完全実施するであろうと期待したこの期待は、みごとに裏切られてしまつたわけですね。それからいろいろの方法を検討していただくとおっしゃいますけれども、五カ年間も同じことを繰り返して繰り返して復行なつておられることは、受けるほうから言つると、全く誠意がない。人事院の勧告どおり完全実施しようとする一片の誠意もないのじゃないかと疑わざるを得ない。しかも、同じ財政上の理由で同じことが繰り返されておられることであれば、また、本年の場合も、もうことしの財政状況はきわめて困難だということは、ことしになつてわかつたわけではない。前の展望から、もう当然政府はそういうことはわかっているであらうから、事前に手を打つておられるべきだ。補正予算で非常に苦しければ、当初予算に組むことも一つの方法だと思つて、そういうことを想定して。それで、民間との給与の較差が5%以下の場合には、人事院は報告だけで勧告しないわけですから、その金は別途な上げてもいいわけです。そのためにマイナスになることはない。また、現在の状況では、政府が基本的に物価抑制政策を講じない限り、物価安定政策を掲げない限り、消費者物価はどんどんはね上がつて、生計費がウナギ上ぼりにはね上がつていく。民間の資金も上がつていく、こういうのが現状であらうと思つたのです。こういう事態に対しては、当初予算で組んでおけば政府は財源に苦しむ必要はないわけです。これが一番いい方法だとは言えませんが、たとえば、そういう方法があるわけですね。ただ、ことし初めて財源上の理由で、財源不足でできなかったというなら、話もまた別なんです、五カ年同じことを繰り返して繰り返して繰り返して。そうしてさっぱり前向きの姿勢になっていない。翌年は十月から九月、八月、七月とだんだん毎年々々一歩ずつでも

前進すれば話がまたとりやうがあるわけですね。でも、そのように何ら一歩の前進もない。これは誠意の問題だと思つた。公務員が何か公務員法に違反すれば直ちに懲罰に処してしまふ。政府自体は、たとえばこういう懲罰制度である人事院の勧告を無視している。だから公務員を処罰する前に、そういう処罰する場合に、政府はまずこの人事院の勧告を完全実施して、初めて公務員を処罰する資格が出てくると思つた。もう政府こそ法規に違反してはおられるわけですね。人事院制度を尊重しないわけですね。したがつて、これを守らなして、しかも五カ年間も、ことしまたそうしようとしておられる、そういう意見も出てくるわけですね。まあこういうふうには、同じ理由で同じことを繰り返してはなかなかな一歩の前進もない、こういうことではまことに了解に苦しむわけですね。したがつて、ひとつ抜本的な方策を講じて、当初予算に組むとか、いろいろの方策はあつたかと思つたので、同じことを毎年々々繰り返して、しかもそれが解決できないというのはこれは内閣の責任です。もちろん給与担当大臣、当面の責任ですけれども、給与担当大臣一人の問題ではないと思つた。内閣全体の問題です。これは国家、地方合わせて二百五十万の公務員の、いわゆる全体の奉仕者として十分責任を負わされておられるわけですね。それが働く意欲がなくなつてしまつてしまふ。まあ一方的に義務づけられておつて、物価、生計費、これに見合うところの賃金上昇がないということは、これはもう政治の貧困からきておられるわけですね。根本的な問題であるので、強くこのことを要望申し上げておきたいと思つた。このことに対する給与担当大臣としてのお考えをお聞きしておきたい。

○国務大臣(安井謙吉) 誠意がないと言われまして申しわけないのですが、誠意の一端は昨年度も一カ月進める、ことしはまあこういうふうな状況であるにかかわらず、昨年度より後退しない、ほんまあ勧告の特殊性ではございますけれども、ほんのちよつぱりでも前進した、まあことしのこの経済状況のもとで、ここまでやつたということにつきましては、まああわれわれ足りない知識をしょうりながらも、誠意だけは一生懸命尽くそうとした、努力をしたわけでありまして、しかし、お説のとおり、一〇〇%にならないという点については、もうおしかりを受けてもやむを得なかつたと思つた。ただ法的な問題なんです、これはききのうも予算委員会でも少し議論されましたが、これはさきのうから政府がどうも一生懸命にならぬのじゃないかというふうな思われてはなはだ本意なもので、それから、そういう法的規制は別にあるわけじゃないが、一〇〇%実現しようという努力と熱意に欠けるものでないという点についての御説明を、たつと何とかがい解決の方法を人事院総裁なり、あるいは関係各省とも相談をいたしまして、鋭意進めたいと思つております。

○伊藤肇道君 もう時間がございませぬから、最後に防衛庁長官に一点だけお伺いしておきたいと思つた。今この法案によりまして、防衛庁職員給与法の改正によつて、昭和二十八年八月一日以降自衛官になった者の退職手当の支給については、一例を設けておられるわけですね。特例を設けたのは、一体その理由は那辺にあるかということ、これは言うまでもなく、旧軍人から自衛官になった者のみに特にならざるという特例措置が設けられた。そうすると、防衛庁の他の文官とかあるいは一般公務員との均衡を失うことになるかと思つた。この他との均衡ということになると、なかなかむずかしい問題になつてくるかと思つた。これは一体どういふことなのか、いろいろ詳しいことを聞きたいのですが、何ぶん、時間がありませんので、この一点だけお聞きしておきたい。

○国務大臣(松野三三) 仰せのとおり、そのことにつきましては政府内でも議論のあるところでありまして、ただ、今日まで、これを実施しましたのは、すでにこれ以前にも改正が行なわれ

化した一因がそこにあつたのじゃないかと、どうお考えですか。

○國務大臣(安井謙吉) そういう御指摘をされますと、少なくとも職員団体と政府との間の意思の疎通を欠く一つの原因になっておるであらうということはお認めざるを得ないと思います。

○鬼木勝利君 それをお認めいただければ私も非常にお尋ねしやすいのですが、そこで、先般橋本官房長官が、将来は完全実施すべきだと自分は思つておるが、現段階では困難である、もし諸君が半日ストを断行すれば解雇や減俸などの処分を行なうと、こう豪語された私は記憶しておる。これは先ほど来伊藤委員もお尋ねになっておりましたが、つまり、公務員の労働基本権を制約しておつて、そうして長官のお話で考えますと、法的根拠はない、なるほどそうでしょう。しかし、人事院存在の本質から考えた場合には、当然公務員の生活を擁護するところの私は責任があると思う。そうして一方においては、公務員の労働基本権を奪つておきながら、与えるべきものは与えない、約束は履行しない。もしストをやれば断固処分するぞと、こうした大上段に振りかぶつて権力行使するということに対して、私はますます劣使の關係を悪化していくんじゃないか、こういうふうな考えを持っているんですが、長官はどういうふうにお考えになりますか。

○國務大臣(安井謙吉) いまのように、法的な取りきめがあるなしにかかわらず、私どももこいつは全面尊重しなきゃならぬと思つております。ただまあそういうこと、それから公務員が職務あるいは公務員たる身分にふさわしくない過激な行動をしたという場合は、やはり一応これは別々に考えなきゃならない。でありますから、同じような公務員の活動にしましても、ベースアップを要求するような合法的なデモ、これはまあ服務規律の上からいへば別でございますが、そうでないような形で合法的なデモが行なわれた場合、これを必ずしも政府は規制しておるわけでもないわけでありまして、しかし、いずれにしましても、問題

は全面実施ができないという点に橋根がある点は御説のとおりだと思ひます。

○鬼木勝利君 私はこれをもう少し掘り下げて考えてみたいと思つておるんですが、半日ストをやるやらぬ、それは別といたしまして、こういう威嚇的なことをもつて公務員に臨むということは、私はこれはこういう段階で——まだストしてない事前のことです。それから、事前にそういう威嚇的なことを政府の責任者が公務員に、会談の場合におおきかに発言すべきではない、もう少し慎重に言うべきではないかと、かように私は思ひます。どういふふうに……。

○國務大臣(安井謙吉) あの場合は必ずしもベースアップだけの問題に限りませんで、日韓問題を中心にした政治的行動というものが移る危険も非常にありましたし、また、給与の問題であつたとしても、現に公務員法で明らかに禁ぜられておるストという行動へ移る計画をそういう政治活動を含んで態度をそれぞれ機関決定して公表しておるという状況において、これを政府が黙つて見過ごすわけにはまいるまいと思ひます。そういうような違反行為につきましては、やはりこれは法規に照らして所定の処置をとらざるを得ないから、ぜひまあやめてほしいと、そういう希望を強く打ち出すために官房長官談話としてそういう形のもので出たんだと思ひます。

○鬼木勝利君 長官の、あなたのお気持ちはよくわかりますけれども、ぜひそういうことは公務員法に違反であるからやらないうでくれと、何とかわれわれも諸君の意思に沿うべく努力をするから、ぜひこの際思いとどまってくれということ、私はあくまで一本で進むべきだと。それが、最後のだんごを振り上げて威嚇するということ、これは私は今日の政府の責任者としては誠に慎んでもらいたい。まあ、時間がございますので、またいづれ……。

それから、人事院總裁にちよつとお尋ねいたします。公務員給与の制定についてですが、御承知のとおり、現在の給与体系は民間の給与との比較

によつてできておるものですが、公務員には国家的公務を遂行するという責任がありますので、別給の給与体系を考へてもいいんじゃないかと、そうするといつてもこういう愚を繰り返さなくてもいいんじゃないかと思つておるんですが、公務員独自の給与体系をつくらうかというふうな愚見を私は持つておりますが、人事院總裁はこういうことをお考えになったことがあるか、あるいは全然そういうことは考へていらつしやらないか、その点……。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は戦前から内閣の法制局で——実は当時は官吏の俸給は法制局でやつておりました、同じような仕事をやつておりましたんですが、これはもういまおっしゃるとおり、白紙に図をかかなくとも、公務員の給与としてのあるべき姿というものをそのまま数字にあらわしておつたと思ひます。しかし、今日におきましては、客観情勢その他がその当時とはだいぶ変わつておる。たとえば公務員法あるいは給与法の条文の表におきましても民間給与その他すべての経済情勢その他の客観情勢に適合したものでなければならぬという要請があるわけですね。したがって、そこからはもう数年来公務員給与の勧告のように、私どもはもう数年來公務員給与の勧告はぜひ完全に実施していただきたいということをお願ひしてきておるわけです。また、その御支持のままたま完全に実施していただきたいというためには、よほど確固たるデータを備へ、確固たる根拠がなければそれは言えることではないわけでありませう。そのためには、ただいまやつておられますような、四月現在ではありまするが、六千四百という事業所をとらえて、四十七万人の個人々々の従業員をつかまえておつて集めたデータと、これが公務員関係の給与の水準とを突き合せて、これだけの較差が出ました、ぜひここまですべて追いつかせていただきたいということが、一番手がたい方法であるわけなんです。その意味において、現在の

方式というものは相当私は意味があると思つておりますので、客観情勢、経済情勢等がよほど変わつてまいりますれば別でございますけれども、昔のような独自の給与をここで考へるといふときは、まだまだ先ではないか。現にイギリスあたりでも民間道徳主義が露骨になつてまいりました、人事院のまねを方々でし始めたという感じさえするわけでございます。やはりそれはそれとして、相当の長所を持つた制度であるということをおわれわれはますます自信をつけているような段階に実はあるわけでございます。

○鬼木勝利君 現在の給与体系に対するあなた方の御努力に対してはよくわかつておりました。わかつておりましたけれども、人事院で合法的に緻密な計算をされて、そして出されても、政府のほうでそれを先ほど来もお話があつておられますように、一回もこれを完全実施したことがない。まさにこれは有名無実でありますので、だからこういう点をもう一度考へられたらどうかということ、私は申し上げたのでありますが、時間がありませんので、それでは次に一つお尋ねをしておきます。給与が改正されるたびごとに変わった体系がつけられておることがあるように思ひますが、たとえばこの前の改正で、指定職の甲、乙を設けて、新三等級をつくられた。結局その下からのぼつてくるのに段階をふやされた。こういう点について、最も民主的であるべき人事院が、あたかも特権官吏の養成の手伝いをしていられるという感じがしないでもないのです。そういう点はどうした根拠か、人事院總裁の御所見を承りたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 特権官條を育てるような趣旨はもう全然われわれは持つておりませんで、たとへばごしとの勧告をごらんになれば、上層下層というふうな、まあキャッチフレーズになりますかどうかわかりませんが、そういうふうな態度で臨んでいることからもおわかりいただけると思ひます。ただこの指定職の俸給表は、これは要するに、給与法の大精神から申しますと、職務と責任の度合いに応じて俸給を盛りつけ

るということになっております。ところが、しかし、すべて上から下まで職務と責任に徹底して俸給を盛りつけることになりますとすると、遺憾ながら全体のまた給与の水準が非常に低いもので、むしろ生活給的な色彩のほうが多いものでございまして、それはできませんけれども、しかし、たとえば事務次官であるとか、そういうような指定職に上がっているような官職をとらえますと、大体職務と責任というものとその官職の名前とはつきり結びついて、そこに取り上げ得る下地を持っているというふうなことから、ここに別の俸給表として、これらの人々の俸給はもうくまづづけにしてしまふ、何年その地位におってもそれ以上上がりませんし、その他の手当関係でも、これは管理職手当などはその人々には支給しないというふうな形のものをとらえたものでございまして。特権云々の観念とは全然違ふものだと私もは考えております。新三等級のほうも、従来四等級というものは非常にラフな形であったと申しますが、つくったときはそれでよかつたのでありますが、近ごろは行政の組織が非常に分化してまいりましたので、いままで四等級にぶち込まれていた者をやはり分けをする必要が出てまいりましたので、その意味でいままでの四等級を完全に二つに割つたというだけのことでありまして、要するに特権的な扱いをするというふうなつもりは全然ありません。

○鬼木勝利君 それはわかりましたが、四等級と三等級の中に一つ段階がまた新たにふえることになるでしょう。そういう、つまり四等級の中から一部を三等級にする、だから四等級と三等級の中に一つの段階がふえる。結局給与体系の複雑化、簡素化でなくて複雑化ということになるのだと思う。その点はどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 複雑にはなりませんけれども、私どもは合理的になった、こういう見方を独善的かもしれないけれどもしているわけですから。合理性をここに与えた。そのために下のほう

の人が上へ上がっていくスピードにちよつと障壁がでやしないかという御心配かと思ひますけれども、その点は同じ扱いになつているのでございませぬ。不利益はない、そういうことになりまますから、箱が一つふえた。すなわち、新三等級によつてもとの四等級が単純に二つに割れたというふうにお考えになれば、ほかに影響はない、こういうことではございませぬ。

○鬼木勝利君 もう一度そのところを確かめておきたいと思ひますが、そうしますと、下から上がる段階が一つふえたということでは下のほうにしわ寄せをされるということはないわけですね。

○政府委員(瀧本忠男君) そういうことはございませぬ。

○鬼木勝利君 その理由は。

○政府委員(瀧本忠男君) それは四等級以下の俸給につきましてこの金額を減らすというふうなことは全然ないものでございませぬ。むしろ四等級、五等級、六等級、これはその辺の改善には十分力を尽くしておるのでございませぬ。そうして現在四等級の責任の幅が非常に広い。当時の三等級、現在の二等級でございませぬが、これと四等級の間の給与の格差が非常に広いということに着目いたしまして、四等級の職務の幅が広いものでありますから、その中の責任の高いものを三等級にする、こういうことにいたしました次第でございませぬ。

○鬼木勝利君 これはまたあとで聞きますよう、ゆつくり。

その次に通勤手当ですが、これは先ほど伊藤委員からもお尋ねがあつたようでしたが、通勤手当を従来九百円でしたか、それを千五百円にして、それをこえる部分の二分の一を國が負担する。ところが、二分の一が五百円を超過した場合には五百円だとする。それはどういふわけですか、そのことをやるのですか。これはえらいこまかいことをやつたものですが、これは手数料がたいへんだと思うが、一々定期券を調べたり、手数料もたいへんだと思うが、非常に複雑化複雑化するようになり、人事院は復

雑化が好きなようだが、その点どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(瀧本忠男君) 従来は九百円で打ち切りでございませぬ。この九百円で打ち切りの場合には、その全額負担、九百円の範囲内で全額負担されまます職員は、通勤手当を受けております職員は三割五分前後でございませぬ。そこで、実は全額負担していただける職員の範囲といたしましては従来は非常に少なかつた、こういうことでございませぬ。そこで今回は、現在、現実に通勤し得る距離というものがあるけれども、あるいは時間というものはどれくらいであるかということも調べましまして、おおよそ一時間か一時間半くらい、距離にいたしまして、まあ國鉄と私鉄と違つてまいりますが、ほほどくらいは範囲を越してございませぬが、ほぼどれくらいは範囲を越してございませぬが、全体に通勤手当が均てんいたしますようになしたわけでございませぬ。そこで、もし九百円を千五百円まで上げるといふことは従来方式でやつたのでございませぬけれども、その上はやはりまあこれは多少手かげんをいたしまして、全額負担のものには二千円前後でございませぬが、その二千円前後になつたところを半分ずつ負担しよう、こういうことではございませぬ。

○鬼木勝利君 半分ずつ負担しようということはわかっている。だけれども、半分を負担しないので五百円を超過したらあとは払わない、何を言っているのだ、あなた。半分ならわかりませぬ。

○政府委員(佐藤達夫君) これは民間の場合をわれわれいつも勘案してございませぬが、民間を見ますと、たとえば従来九百円のように完全に頭打ちの制度をとつているところと、それから全額出している、金は全部払つていられる、こういうことは二つあります。半々ぐらゐになつておりますから、私どもはそれを折衷いたしましたので、中間的な形を取つて、そこに多少ゆとりのある制度をここに設けた。こういう事務上の手続の面は私ども心配いたしましたし、さらに複雑になるのではないかとこのことを心配いたしましたけれども、これははいじょうぶとこのことで安心いたしましたし

て踏み切つたわけでございませぬ。

○鬼木勝利君 まだずつと聞きたいのだけれども……いや、ほんとうにかえて給与の低い人ほど遠いところから高い定期代を払つて、しかもラッシュにもまらながら苦勞して通勤している。高級官吏になると、多額の給与を取つて、あまつさえ役所の自動車を使って通つて、それを半額を國庫負担するといつて、しかも五百円以上は打ち切つてしまふ、こういう制度は私にはよくないと思ふ。民間においては昼食を出したり、通勤手当全額出しています。そういうところは、少し私は人事院のお考えは妥当じゃないと思ふ。その点、人事院總裁。

○政府委員(佐藤達夫君) これはおことばではございませぬけれども、いままで九百円の頭打ちだつた、現在の制度ですけれども、それに比べて、これはたいへんな思い切つた改善だということ、先ほど伊藤委員に申し上げましたように、内心は自慢であつたわけですから、ところが、國鉄も今度上がるといううわさがあつて困りました……

○鬼木勝利君 看護婦の夜間勤務手当については、これは別途考慮するというような発表があつてはいるようですが、その点ひとつ人事院、それでどういふふうになっておられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 看護婦の点は、これはまあ看護婦さん方の非常な過酷な勤務状態というものに照らしまして、従来の二五%の上にとさらに深夜勤務一回についてさらに百円をプラスしようというところで勧告を、その意味で勧告を申し上げました。先ほど安井総務長官がお答えになりましたのは、一応、九月までの遡及ということ政府案はできておるけれども、看護婦さんのほうは、さらにそれにプラスして八月までさかのぼることになっていたというのが、総務長官のおことばでございます。

○鬼木勝利君 まだ、実はお尋ねしたいんですが、防衛庁長官もお見えになっておられるんですが、防衛問題もお聞きしたいんですけども、これはまた、松野大臣にゆつくりとお尋ねいたします。そのときに譲りますから、せつかくおいでいただきましたが、まだありますけれども、これで私の質問は打ち切ります。

○委員(柴田榮君) それでは、三案につきまして、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認めます。それでは、これより三案を一括、討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○伊藤彌道君 私は、日本社会党を代表いたしまして、本給与三法案に対して反対の討論をいたしたいと存じます。

大体、公務員からスト権あるいは団交権を剝奪した代償として、公務員の利益を擁護するといふ、そういう手段として人事院が設けられたわけなんです。その人事院の毎回の勧告の内容を見ましても、なかなかもって、公務員の生活を擁護するのはほとんど遠いものであるわけです。このほど

遠い、私どもから見ても不満の多いこの人事院の勧告をすら、政府は完全実施いたそうとはしていない、本法案にも、そういう前提に立つての法案の内容が盛り込まれておるわけなんです。こういうことで、私どもとしては、断固反対せざるを得ないわけでありまして、以下二つの点から、本法案の反対の理由を明らかにいたしたいと存じます。

第一の点は、今回の改定率は、あまりにも低きに失するということでありまして、昨年四月から本年四月における民間給与の動向を見て、これと比較しても明らかであります。民間のそれは、毎月勤労統計—これは、労働省が出しておる。この資料によりまして、約八・七%上昇して、金額においては約三千円の上昇を示しておるわけ

です。それに対して、人事院の勧告によりまして、約五・六%にすぎないわけで、相当の較差があるわけなんです。なお、人事院がいわゆる積み残し分を加味したことに對しては、これは一つの前進であるとも私も認めておるわけです。しかしながら、その内容においては、人事院は、一・六、公務員の場合は三・一というふうにして、この間にも相当の開きがあることを確認せざるを得ないわけなんです。加うるに消費者物価の高騰あるいは生計費の上昇、こういうことをならみ合わせ考えた場合、現在のこの法案に盛り込まれておる上昇の率では、とうてい公務員の生活は保障はできない、こういう観点からこれを第一の理由とせざるを得ないわけなんです。

反対の第二の理由は、実施時期についてであります。人事院は、三十五年以前までは、できるだけ早く、できるだけすみやかに、という表現で勧告をしてきたわけですが、三十五年、ようやくこのことが、われわれの要求がかなって、三十五年以降、実施の時期を五月一日として明確に勧告をするようになったことは、これも一つの大きな前進であったと思うわけです。しかしながら、しさいに見れば、官民の較差がすでに四月にかくかくの差があったと人事院自体が調査し確認しておるわ

けですから、筋を違すならば、四月一日にさかのぼって実施を勧告するのが理の当然と言わなければならぬわけなんです。しかしながら、この問題はしばらくおくとして、この人事院の実施の時期、五月一日にさかのぼって完全に実施する責任が、政府に当然にあるわけですから、人事院は、先ほど申し上げたような意味合いから、設けたのは政府自体であるわけなんです。そういうふうな観点からも、政府は当然、この五月一日完全実施を期さなければならぬわけなんです。そういうことを五回も繰り返してきたので、昨年、衆参内閣委員会においては、これを遺憾として各党共同提案になるいわゆる附帯決議が付されておるわけです。こういう点からも、政府は当然に、人事院が何ゆえに設けられたか、そして、政府は、この趣旨からいって人事院のいわゆる成立の趣旨を踏まえて考えざるならば、人事院の勧告どおり完全にこれを実施してしかるべきである。しかるに、今回のこの法案には、三十五年以降、依然として前進が見られない。こういうことで、きわめて遺憾の意を表されるを得ないわけなんです。こういうことでは、消費者物価あるいは生計費の高騰しておる現情勢において、公務員の生活はますます困窮に追い詰められるであろうことを憂慮するわけでありまして、

そこで、政府に対して五月一日完全実施ということ深く反省を求めて、私の社会党を代表しての反対討論といたします。

○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となつております三案に対して賛成の意を表明するものであります。

この給与関係の三法案は、国家公務員の給与について、民間給与と均衡を得るための措置を講じようとするもので、諸物価の高騰にあえぐ公務員諸君のため急を要すべきものであります。

しかるに、先国会においてははついに廃案となり、期末手当等の支給日には間に合わなかったのであります。すみやかにこれらの法律案を成立せしめ、年内にも改定分の追加支給ができるよう配慮すべきであると思つております。

次に、質疑の中心となつておられます人事院勧告の実施時期につきましては、実施時期が勧告よりずれていることは、私も非常に遺憾に存じておるところであります。しかしながら、政府においても、会計年度の中途において必要な財源措置を講じなければならぬこと、しかも、租税及び印紙収入の不足を補うため、二千六百億近い公債を發行しなければならぬような極度の財源難のもとにおいて、昨年同様の九月実施に踏み切つたことは、政府として最善の努力を払つたものと思つておられます。しかしながら、今後においては、人事院勧告が実施時期についても尊重されるよう、勧告の時期、財政上の措置等について、引き続き一段の検討をお願いし、その成果に期待したいと思つております。

次に、最近の傾向として、優秀な卒業者が民間の大企業を志望して、公務員になるのを敬遠するようになり、公務員の質が低下しつつあるといわれておりますが、これはゆゆしい問題でありまして、公務員の処遇改善について、人事院において抜本的な検討を加えるとともに、政府においても、きまの臨時行政調査会の答申について緊急に検討し、行政運営の簡素効率化と人員の適正配置について、すみやかに成果を得られるよう、特に強く要望するものであります。

以上、賛成の理由と要望を申し述べて、私の賛成討論を終わります。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員給与並びに他の二法案に對しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでございます。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていない。私は今回とら

れました政府の態度に對して、公明党を代表いたしまして断固としてこれに反対をするものであります。政府は、当然この人事院の勧告を尊重して、完全実施すべき責任があると思つております。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員給与並びに他の二法案に對しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでございます。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていない。私は今回とら

れました政府の態度に對して、公明党を代表いたしまして断固としてこれに反対をするものであります。政府は、当然この人事院の勧告を尊重して、完全実施すべき責任があると思つております。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員給与並びに他の二法案に對しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでございます。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていない。私は今回とら

れました政府の態度に對して、公明党を代表いたしまして断固としてこれに反対をするものであります。政府は、当然この人事院の勧告を尊重して、完全実施すべき責任があると思つております。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員給与並びに他の二法案に對しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでございます。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていない。私は今回とら

れました政府の態度に對して、公明党を代表いたしまして断固としてこれに反対をするものであります。政府は、当然この人事院の勧告を尊重して、完全実施すべき責任があると思つております。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員給与並びに他の二法案に對しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでございます。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていない。私は今回とら

れました政府の態度に對して、公明党を代表いたしまして断固としてこれに反対をするものであります。政府は、当然この人事院の勧告を尊重して、完全実施すべき責任があると思つております。

○鬼木勝利君 私は、公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております一般職の職員給与並びに他の二法案に對しまして、反対の討論をいたすものであります。

その理由といたしましては、人事院の存在の意義が、いまや失われんとしておる、まことにこれは遺憾なことでございます。なお、実施時期も全然、人事院の要請に沿つていない。私は今回とら



ます。しかも、政府は人事院の勧告をいまだ一度も完全に実施したことがない、まことに遺憾でございます。

なお、改定の内容にいたしても、具体的に申し上げることは省略いたしますが、私どもも不満足でございます。政府自体の経済政策の失敗によりまして、現下の不況はまことにその極に達しております。こうしたときに、生活に逼迫しておられる公務員諸君の生活の擁護に最善の努力を尽くすということは、これは政府が当然なすべき責任であります。そういうことを怠って、いたずらに口に尊重するということをやっても、われわれは断じて納得できません。

以上、簡単ではございますが、申し述べました理由によりまして、わが党といたしましては、この本法案に對しましては、断固反対の討論をいたすものであります。

○中沢伊登子君 私、民主社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております給与関係三法案に對して反対の意を表明するものでござい

ます。御承知のように、政府が数年前から一貫してとつてまいりましたいわゆる高度経済成長政策なるものの破綻は、すでにその極に達しつつある観を呈しておるのであります。年々の物価上昇、インフレの助長等は、一般の給与生活者をして極度に逼迫せしめております。しかも、一般公務員はその基本的な労働権さえも不当に制約を受けておりまして、これを擁護すべき立場にある人事院は、今回も例年のごとくまことにおざりなりの勧告しか提出してないのでございます。政府は、この程度の勧告でしたら、いわゆる完全実施するのに何のちゅうちよもあるまいと存じておりましたが、今回の政府提出案を見ますと、この人事院勧告をもさらに値切り倒したまことに誠意の足りない内容なのでございます。これでは私どももいたしません。法律案の具体的な内容につきましては、他の委員

の方々もすでに指摘されましたように、給与の引き上げ額がはなはだ不十分なものでございますし、実施期日につきましても、当然五月までかかればならぬと考へられますので、ここに反対の意を表明して、私の討論といたします。

○委員長(柴田栄君) ほかに御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。

○委員(長)柴田栄君 それではこれより三案につきまして順次採決を行ないます。

まず、一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(長)柴田栄君 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(長)柴田栄君 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

○伊藤顯道君 私は、この際、ただいま可決されました一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員(長)柴田栄君 ただいまの伊藤君の動議を認めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊藤顯道君 ただいま議題となりました附帯決議案は、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかるとはありますが、便宜から申し上げます。まず、附帯決議案を朗読いたします。

一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議(案)

公務員給与に関する人事院勧告制度の趣旨にかんがみ、今後これを完全に実施し得るよう政府は予算措置を講ずることに最善を尽くすべきである。

右決議する。

給与改定に関する人事院勧告の実施時期については、勧告の基礎となつてゐる官民給与の較差が、四月一日より実施すべきであるとしてゐるのに對し、政府は、今回までの実施時期を一回も尊重してきておらず、特に、昨年の給与改定に際し、衆参両院の附帯決議を行なつたにもかかわらず、本年もまたその実現を見なかつたことは、はなはだ遺憾と言わざるを得ません。政府は、人事院の勧告制度の趣旨を体し、勧告を完全実施し得るよう予算措置を講じ、再び財政的理由をもつて人事院勧告の完全実施は無視されることのないよう強く要望するものであります。

以上が、附帯決議を提出する理由であります。

○委員(長)柴田栄君 別に御発言もないようです。採決を行ないます。伊藤君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(長)柴田栄君 全会一致と認めます。よつて伊藤君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、安井総務長官から発言を求められております。この際これを許します。

安井総務長官

○國務大臣(安井謙君) ただいまの一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案に對する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し

て善処したいと存じております。

○委員(長)柴田栄君 なお、本院規則第七十二条により、これらの三案につきまして、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(長)柴田栄君 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員(長)柴田栄君 この際、委員派遣要求に関する件についておはかりいたします。

自然休会中、国の地方出先機関、公務員制度及び自衛隊の実情等の調査のため、委員派遣を行ないたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員(長)柴田栄君 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員(長)柴田栄君 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午後二時三十八分散會

昭和四十一年一月八日印刷

昭和四十一年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局